

監査報告書

平成 28 年 6 月 27 日

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所

理事長 古寺 雅晴 様

監事 井上 高和

監事 見鳥 信吉

私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 4 期事業年度の業務について監査を実施した結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 実施した監査の概要

地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所監事監査規定に基づき、重要な会議に出席するとともに、理事長等から業務運営の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、各業務の担当責任者から執行状況の説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。

また、会計監査人から監査の方法及びその結果に対する説明を受け、その内容の妥当性について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）は除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しており、また、附属明細書は記載すべき事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の事業運営の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (6) 理事等の業務執行に関しては、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はありません。